

環境経営レポート



発行日：2024年 6月 28日

株式会社東海鋳造所

目 次

1. 組織の概要
2. 対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日
3. 環境経営方針
4. 環境経営目標
5. 環境経営計画
6. 環境経営計画に基づき実施した取組内容
7. 環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組結果とその評価、並びに次年度の環境経営目標及び環境経営計画
8. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無
9. 代表者による全体の評価と見直し・指示

1. 組織の概要

1. 事業者名及び代表者名

株式会社東海鋳造所
取締役社長 石黒 一彦
2. 所在地

愛知県丹羽郡大口町大屋敷三丁目148番地
3. 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先

責任者

製造部

部長 野村 忠志

担当者

製造部 製造技術課

課長 伊原 宏幸
- 連絡先

電話番号

(0587) 95-2186 (代表)

FAX番号

(0587) 95-5959
4. 事業概要

銑鉄鋳物の製造
5. 事業規模

2023年度 生産量 (最終合格量) 8,578t 売上高 3,470百万円
6. 土地

敷地

28,117m²

建築面積

15,046m²
7. 従業員

役員

3人

従業員

139人 (2024年3月20日現在)

2. 対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日

1. 対象範囲（認証・登録範囲）

対象組織：本社・工場

対象活動：銑鉄鋳物の製造
2. レポートの対象期間及び発行日

対象期間：2023年3月21日～2024年3月20日

発行日：2024年6月28日

3. 環境経営方針

環 境 経 営 方 針

株式会社東海鑄造所は、様々な分野に提供している鑄鉄品製造事業において、省資源・省エネルギー・廃棄物削減に直結する生産性向上活動に取り組み、社会に貢献することを目指しています。

以下の事項を重点分野とし、環境経営の継続的改善を実施します。

1. 環境関連法令及びその他同意した要求事項を遵守します。
2. 環境負荷低減に直結する総合効率（合格率、稼働率）の向上を目指します。
3. 生産性向上目標達成に資する課題とチャンスを明確にして活動します。
4. 尚、この方針は全従業員に周知徹底します。

制定日： 2006年 9月 6日

改訂日： 2020年 3月3日

株式会社 東海鑄造所

取締役社長 石 黒、 一 彦

4. 環境経営目標

2024年度～2026年度までの環境負荷低減目標(総量、原単位)を、2023年度の実績を基準として表1に示す。目標達成の1つの指標となる総合効率(合格率×稼働率)の目標値を表2に示す。

表1. 環境負荷低減目標値

	量単位	2023年度実績	2024年度		2025年度		2026年度	
		総量	総量	低減量	総量	低減量	総量	低減量
		原単位	原単位	低減率(%)	原単位	低減率(%)	原単位	低減率(%)
① 二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	11,567,491	11,451,816	115,675	11,336,141	231,350	11,220,466	347,025
	(〇/ t)	1,349	1,335	1.0	1,322	2.0	1,308	3.0
② 廃棄物排出量	t	4,474	4,429	45	4,385	89	4,340	134
	(〇/ t)	0.522	0.516	1.0	0.511	2.0	0.506	3.0
③ 水使用量	m ³	57,171	56,599	572	56,028	1,143	55,456	1,715
	(〇/ t)	6.66	6.60	1.0	6.53	2.0	6.46	3.0
④ 化学物質使用量 (P R T R 物質)	t	17.850	適正管理	-	適正管理	-	適正管理	-
	(〇/ t)	0.0021		-		-		-
⑤ エネルギー使用量	MJ	158,039,003	156,458,613	1,580,390	154,878,223	3,160,780	153,297,833	4,741,170
	(〇/ t)	18,424	18,240	1.0	18,055	2.0	17,871	3.0
⑥ 資源使用量	t	22,266	22,043	223	21,821	445	21,598	668
	(〇/ t)	2.60	2.57	1.0	2.54	2.0	2.52	3.0
⑦ サイト内で循環的利用を行っている物質等(戻屑)	t	10,099	9,998	101	9,897	202	9,796	303
	(〇/ t)	1.18	1.17	1.0	1.15	2.0	1.14	3.0
⑧ 製品生産量または販売量	t	8,578	8,578	-	8,578	-	8,578	-
購入電力の排出係数	kg-CO ₂ /kwh	0.459(中部電力ミライズ [®])	0.362(エネット)		0.362(エネット)		0.362(エネット)	

- ・廃棄物排出量は有価物を含まず。
- ・水使用量は上水使用量と地下水使用量の合計。
- ・サイト内で循環的利用を行っている物質等における循環水については計測不可。

表2. 総合効率目標値

		2023年度実績	2024年度目標	2025年度目標	2026年度目標
総合効率	(%)	72.3	72.8	73.3	73.8
合格率	(%)	92.4	92.8	93.2	93.6
稼働率	(%)	78.2	78.4	78.6	78.8

5. 環境経営計画

(A) 総合効率向上活動

2023年度は、総合効率目標達成のために、以下の活動計画を立てた。

合格率向上

- 鑄造課 ・ F ライン C B 安定化
- 鑄造課 ・ F B M 鑄型つまり対策
- 工作課 ・ 基準書類の I T 化
- 品質・設計開発部 ・ 最終合格率の向上
- 品質・設計開発部 ・ 検査基準の明確化
- 品質・設計開発部 ・ 顧客返品 の 低減
- 品質・設計開発部 ・ 協力会社指導

稼働率向上

- 鑄造課 ・ トラブルの恒久対策
- 鑄造課 ・ A I M 注湯機、P C U 国産化
- 工作課 ・ ネック工程の設備増強及び作業効率化
- 製造技術課 ・ 工場レイアウトの改善

(B) 合理化委員会（全社横断組織）等による個別改善活動

2023年度は、総合効率向上活動以外に、以下の活動計画を立てた。

- 冶金課 ・ 電気炉築炉方法の見直しによる省エネ
- 総務課 ・ フォークリフトの電動化
- 管理課 ・ 輸送資材（パレティーナ）の回収
- 鑄造課 ・ 小物ライン取鍋の容量最適化
- 営業部 ・ 新規アイテムの受注獲得
- 製造技術課 ・ エアー漏れ、油漏れ対策
- 製造技術課 ・ 太陽光発電設備の導入
- 製造技術課 ・ 工場増改築による無駄の排除
- 製造技術課 ・ 劣化エアコンの更新
- 製造技術課 ・ 屋根壁の明り取り更新

6. 環境経営計画に基づき実施した取組内容

1. 実施体制

改定日	作成	承認	内容
‘21年3月23日	大脇	野村	見直し
‘22年3月23日	大脇	野村	見直し
‘23年3月23日	大脇	野村	見直し
‘24年3月23日	伊原	野村	見直し

承認	作成
野 24.3.23 村	伊 24.3.22 原

環境マネジメントシステムを効果的に実施するため、以下のとおり、環境管理組織・役割・責任・権限を定める。

最高経営者 社長 石黒 一彦 環境マネジメントシステムの構築・運用・維持を統括し、環境パフォーマンスに対する判断と処置、内部監査の結果に対する判断と処置、並びに環境方針と一貫した継続的改善に対し責任を有し、下記事項を実施する。 ・環境経営方針の決定 ・環境マネジメントシステムの見直し ・環境管理責任者の指名 ・経営資源（人・もの・金）の準備
--

環境管理責任者 製造部部長 野村 忠志	
環境マネジメントシステムが構築され、実施され、かつ維持されていることを確実にするため、下記事項を実施する。 ・環境経営目的・目標・実施計画（案）の作成 ・各部署の環境目的・目標・実施計画の承認 ・著しい環境側面の承認 ・環境経営目的・目標・実施計画の進捗状況の把握並びに指示 ・不適合に対する是正・予防処置の承認 ・法遵守の評価結果に対する承認 ・最高経営者に環境マネジメントシステムの実績報告	

内部監査員 野村 忠志 伊原 宏幸		事務局 野村 忠志 伊原 宏幸
内部監査の実施と報告（年1回 4月）		・各部門データのまとめ

環境管理委員							
・	・	・	・	・	・	・	・
治金課	鑄造課	工作課	製造技術課	品質・設計開発部	管理部	営業部	総務部
田中	牧野	藤村	伊原	岩元	松田	鈴木	小林
成浩	盛幸	直希	宏幸	広喜	幸治	正志	光一

委員は各部署の代表によって構成し、役割・責任・権限は下記とする。なお、委員会
は定期的(1回/月)に開催し(業務報告会にて)、実績・結果の評価検証を行う。

- ・環境側面の調査・抽出
- ・環境経営目的・目標及び実施計画の策定及び実施
- ・各部署の業務に関わる環境側面の管理
- ・不適合に対する是正・予防処置の実施
- ・教育訓練の実施

2. 実施内容と効果

2023年度に実施した主な内容とその効果を以下に示す。

No	課	実施内容	削減内容
1	冶金	操業前日の電気炉通電時間変更(14:00～)	操業前日及び当日の電気炉使用電力量

削減エネルギー(年)			削減コスト (円/年)
種類	削減量	削減エネルギー(MJ)	
電気	$4,000\text{kwh} \times 35\text{週} = 140,000\text{kwh}$	$140,000 \times 9.97 = 1,395,800$	$140,000 \times 25.4 = 3,556,000$

削減CO2 (kg-CO2/年)	備考
$140,000 \times 0.472 = 66,080$	・変更前との差は、約4,000kwh/1週末



No	課	実施内容	削減内容
2	鑄造	取鍋保温時間の短縮	計画停止時の保温時間を1時間短縮 (全使用量の5%)

削減エネルギー(年)			削減コスト (円/年)
種類	削減量	削減エネルギー(MJ)	
LPG	$85,500 \times 0.05 = 4,275\text{kg}$	$4,275 \times 50.1 = 214,178$	$4,275 \times 126 = 538,650$

削減CO2 (kg-CO2/年)	備考
$4,275 \times 3.00 = 12,825$	・LPG年間使用量: 85,500kg



No	課	実施内容	削減内容
3	工作	エアー配管のループ化による損失の削減	75kwコンプレッサーの負荷を10%低減

削減エネルギー(年)			削減コスト (円/年)
種類	削減量	削減エネルギー(MJ)	
電気	$75\text{kw} \times 0.1 \times 8\text{h} \times 250\text{日} = 15,000\text{kwh}$	$15,000 \times 9.97 = 149,550$	$15,000 \times 25.4 = 381,000$

削減CO2 (kg-CO2/年)	備考
$15,000 \times 0.472 = 7,080$	・10%は、メーカーの省エネ改善事例の数値を参考



No	課	実施内容	削減内容
4	製造技術	エア－漏れ修理	50か所のエア－漏れを修理

削減エネルギー(年)			削減コスト (円/年)
種類	削減量	削減エネルギー(MJ)	
電気	$0.75\text{kw} \times 50 \times 8\text{h} \times 250\text{日} = 75,000\text{kwh}$	$75,000 \times 9.97 = 747,750$	$75,000 \times 25.4 = 1,905,000$

削減CO2 (kg-CO2/年)	備考
$75,000 \times 0.472 = 35,400$	・エア－漏れ損失は、0.75kw/1ヶ所とする



No	課	実施内容	削減内容
5	品質・設計開発	作業指示書(データ)の作成による、オペミス不適合品の削減	不適合品を0.1%削減

削減エネルギー(年)			削減コスト (円/年)
種類	削減量	削減エネルギー(MJ)	
全種	$158,039,003 \times 0.001 = 158,039\text{MJ}$	158,039	$3,469,848,940 \times 0.001 = 3,469,849$

削減CO2 (kg-CO2/年)	備考
$11,478,617 \times 0.001 = 11,479$	・年間消費エネルギー: 158,039,003MJ ・年間CO2排出量: 11,478,617kg-CO2 ・年間販売高: 3,469,848,940円



No	課	実施内容	削減内容
6	管理	防錆紙使用による防錆油使用量の削減	防錆油使用量を10%削減

削減エネルギー(年)			削減コスト (円/年)
種類	削減量	削減エネルギー(MJ)	
ほぼ灯油	$6,000\text{L} \times 0.1 = 600\text{L}$	$600 \times 36.5 = 21,900$	$600 \times 107 = 64,200$

削減CO2 (kg-CO2/年)	備考
$600\text{L} \times 2.49 = 1,494$	・成分は灯油70～80%、鉱油20～30% ・年間購入量: 6,000L



No	課	実施内容	削減内容
7	総務	食堂の灯油ボイラーをエコキュートに変更	灯油使用なし

削減エネルギー(年)			削減コスト (円/年)
種類	削減量	削減エネルギー(MJ)	
灯油	254L	$254 \times 36.5 = 9,271$	$254 \times 107 = 27,178$

削減CO2 (kg-CO2/年)	備考
$254 \times 2.49 = 632$	・年間使用量: 254L



No	課	実施内容	削減内容
8	製造技術	製造事務所エアコン更新(32kw/3台)	消費電力を30%削減

削減エネルギー(年)			削減コスト (円/年)
種類	削減量	削減エネルギー(MJ)	
電気	$32\text{kw} \times 0.3 \times 8\text{h} \times 125\text{日} = 9,600\text{kwh}$	$9,600 \times 9.97 = 95,712$	$9,600 \times 25.4 = 243,840$

削減CO2 (kg-CO2/年)	備考
$9,600 \times 0.472 = 4,531$	



No	課	実施内容	削減内容
9	工作	フォークリフト電動化	軽油使用量を1/7削減

削減エネルギー(年)			削減コスト (円/年)
種類	削減量	削減エネルギー(MJ)	
軽油	$1,607\text{L} \times 1/5 = 321\text{L}$	$321 \times 38.0 = 12,198$	$321 \times 145 = 46,545$

削減CO2 (kg-CO2/年)	備考
$321 \times 2.58 = 828$	・ディーゼルリフト車が5台→4台に ・年間購入量: 1,607L



7. 環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組結果とその評価、並びに次年度の環境経営目標及び環境経営計画

1. 実績・取組結果

過去3年間の環境負荷実績値（総量及び原単位）及び、2023年度の目標達成状況を表3に、総合効率実績値（合格率×稼働率）及び、2023年度の目標達成状況を表4に示す。

表3. 環境負荷実績値

	量単位	2021年度	2022年度	2023年度		
		実 績	実 績	目標	実 績	目標達成度
		量／年 原単位	量／年 原単位	量／年 原単位	量／年 原単位	量／年 原単位
① 二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	15,215,712	14,080,403	11,903,578	11,567,491	97.2% ○
	(○/t)	1,283	1,290	1,300	1,349	103.7% ×
② 廃棄物総排出量	t	5,538	5,444	4,387	4,474	102.0% ×
	(○/t)	0.467	0.499	0.479	0.522	108.9% ×
③ 水使用量	m ³	59,433	57,376	51,759	57,171	110.5% ×
	(○/t)	5.01	5.26	5.65	6.66	117.9% ×
④ 化学物質使用量 (P R T R物質)	t	25.709	22.217	適正管理	17.850	- ○
	(○/t)	0.0022	0.0020		0.0021	- ○
⑤ エネルギー使用量	MJ	205,594,461	191,127,545	161,814,969	158,039,003	97.7% ○
	(○/t)	17,332	17,514	17,671	18,424	104.3% ×
⑥ 資源使用量 (屑屑を含む)	t	28,880	27,443	22,356	22,266	99.6% ○
	(○/t)	2.43	2.51	2.44	2.60	106.3% ×
⑦ サイト内で循環的利用を行っている物質等 (屑屑のみ)	t	12,059	11,494	9,537	10,099	105.9% ×
	(○/t)	1.02	1.05	1.04	1.18	113.0% ×
⑧ 製品生産量または販売量	t	11,862	10,913	9,157	8,578	93.7% ×
購入電力の 排出係数	kg-CO ₂ /kwh	0.472 (中部電力ミライズ [®])	0.472 (中部電力ミライズ [®])	0.362(エネット)		

表4. 総合効率実績値

		2021年度	2022年度	2023年度		目標達成度
		実 績	実 績	目標	実 績	
総合効率	(%)	73.7	73.2	74.6	72.3	96.8% ×
合格率	(%)	93.3	93.5	94.0	92.4	98.3% ×
稼働率	(%)	79.0	78.3	79.4	78.2	98.5% ×

2. 評価

① 二酸化炭素排出量

生産量の減少（前年比21%減）により、二酸化炭素排出量の総量も前年比18%の減少となり、目標を達成した。しかし、原単位においては、受注量低迷による連続鋳造日数の減少が溶解効率の悪化につながり、目標未達となった。

② 廃棄物総排出量

総量は前年比18%の減少となったが、目標達成には至らなかった。原単位においては、前年度比5%の増加となり、目標達成に至らなかった。

③ 水使用量

総量は、ほぼ前年並みの値となり、目標達成には至らなかった。原単位においては、前年度より27%増加し、目標未達となった。これは、給水バルブの故障が原因であった。現在は、修理し、正常に戻っている。

④ 化学物質使用量

製品に微量含有しているマンガンを、化学物質使用量の95%を占めており、これらは全て適正に管理できた。

⑤ エネルギー使用量

生産量の減少（前年比21%減）により、エネルギー使用量の総量も前年比17%減となり、目標を達成した。しかし、原単位においては、受注量低迷による連続鋳造日数の減少が溶解効率の悪化につながり、目標未達となった。

⑥ 資源使用量

生産量の減少（前年比21%減）により、総量は前年比19%減となり、目標を達成した。しかし、原単位においては、前年度比4%の増加となり、目標に至らなかった。

⑦ 循環物質

生産量の減少（前年比21%減）により、総量は前年比12%減少したが、目標に至らなかった。原単位においても、前年度比12%の増加となり、目標未達となった。

⑧ 製品生産量

前年比21%の減少となり、各項目の原単位低迷の原因となった。熱エネルギー効率を高めるためには、連続鋳造日数の増加による、溶解効率の工場が必須であり、すなわち受注量の増加が重要となる。

3. 次年度の環境経営目標及び環境経営計画

3.1 目標

第4項で示したとおり。

3.2 計画

(A) 総合効率向上活動

2024年度は、総合効率目標達成のために、以下の活動計画に基づいて活動する。

合格率向上

鑄造課 ・ FラインC B安定化

鑄造課 ・ F B M鑄型つまり対策

品質・設計開発部 ・ 最終合格率の向上

品質・設計開発部 ・ 顧客返品の低減

稼働率向上

鑄造課 ・ トラブルの恒久対策

鑄造課 ・ A I M注湯機、P C U国産化

工作課 ・ ネック工程の設備増強及び作業効率化

(B) 合理化委員会（全社横断組織）等による個別改善活動

2024年度は、総合効率向上活動以外に、以下の活動計画を立てた。

冶金課 ・ キュボラ冷却水ポンプの稼働時間短縮

冶金課 ・ 操業前日の電気炉通電時間変更

鑄造課 ・ 小物ライン取鍋の容量最適化

工作課 ・ A I M硬度計導入によるフォークリフト走行時間の短縮

工作課/品質・設計開発部 ・ 過剰品質の見直し(作業時間の短縮)

製造技術課 ・ エアー漏れ、油漏れ対策

製造技術課 ・ 太陽光発電設備の導入

製造技術課 ・ 工場増改築による無駄の排除・効率向上

製造技術課 ・ 屋根の遮熱塗装

管理課 ・ 配送センター内の油こぼれ対策

営業部 ・ 新規アイテムの受注獲得

総務課 ・ 電力会社の変更

8. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

環境関連法規の見直しを実施しました。なお、2023年度は関係当局より環境関連法規に関して違反等の指摘はありませんでした。

承認	作成
野 24.6.21 村	伊 24.6.20 原

注1) 法規制の内容について、年に一度定期的に見直しを実施する。

注2) 環境区分＝一般（理念としてのもの）、水系、大気、騒音、振動、廃棄物、臭気、有害物、オゾン層破壊、工場立地、その他等を記入

注3) 規制区分＝（国）環境基本法、（県）愛知県環境基本条例、（自）自主的に管理値を設定するもの等を記入

No	影響区分	規制区分		環境関連法	制定日・改定日	法規制内容		該当施設の有無	提出物チェック項目	提出物年月日	届出先・担当窓口	遵守評価	
		法令	自社	国, 県, 自		規制題目	規制項目						
1	大気	○		大気汚染防止法	R2. 4. 1	煤煙の排出の規制等	① 排出基準(法3条) ② 煤煙発生施設の設置の届出(法6条) ③ 経過措置(法7条) ④ 煤煙発生施設の構造等変更の届出(法8条) ⑤ 氏名変更等の届出(法11条) ⑥ 煤煙の排出の制限(法13条) ⑦ 煤煙量等の測定(法16条)	あり	○ (新設・変更時届出要)	S55. 3. 28 H3. 7. 6	尾張県民事務所	遵守	
			○	県民の生活環境の保全等に関する条例	H31. 3. 22	公害の防止に関する規制等(ばい煙発生施設等に関する規制)【煤煙】	① 規制基準(条例6条) ② ばい煙発生施設等の設置の届出(条例7条) ③ 経過措置(条例8条) ④ 構造等の変更の届出(条例9条) ⑤ ばい煙発生施設又は汚水排出施設に係る実施の制限(条例12条) ⑥ 氏名の変更等の届出(条例13条) ⑦ 承継(条例14条) ⑧ ばい煙の排出制限(条例15条) ⑨ ばい煙量等及び排水の汚染状態の測定等(条例23条) ⑩ ばい煙に係る施設に係る基準の遵守義務等(条例24条)			H21. 8. 25			
						公害の防止に関する規制等(大気指定工場等に関する総排出量規制)	① 総排出量規制基準(条例27条) ② 大気指定工場等の設置の届出(条例28条) ③ 経過措置(条例29条) ④ 変更の届出(条例30条) ⑤ 実施の制限(条例32条) ⑥ 総排出量規制基準の遵守義務(条例33条) ⑦ 準用(条例35条)			H11. 4. 26			
		○		大気汚染防止法	R2. 4. 1	粉塵に関する規制	① 一般粉塵発生施設の設置等の届出(法18条) ② 経過措置(法18条の2) ③ 基準遵守義務(法18条の3)	H25. 10. 4					
			○	県民の生活環境の保全等に関する条例	H31. 3. 22	公害の防止に関する規制等(ばい煙発生施設等に関する規制)【粉塵】	① ばい煙発生施設等の設置の届出(条例7条2) ② 経過措置(条例8条2) ③ 構造等の変更の届出(条例9条2) ④ 氏名の変更等の届出(条例13条2) ⑤ 承継(条例14条) ⑥ 粉塵発生施設又は炭化水素系物質発生施設に係る基準の遵守義務(条例16条)	あり	○ (新設・変更時届出要)	H29. 12. 15 H24. 12. 21 H22. 2. 26	尾張県民事務所	遵守	
		2	水質	○		水質汚濁防止法	R2. 4. 1	排水の排出の規制等	① 事故時の措置(法14条の2)	あり	○ (下水に関しては、2ヶ月毎に排出量の報告要)	R6. 3. 22	大口町尾張県民事務所
				下水道法	H28. 4. 1	公共下水道	① 事故時の措置(法12条の9)						
				浄化槽法	R2. 4. 1	浄化槽	① 定期検査(法11条)						
	○			県民の生活環境の保全等に関する条例	H31. 3. 22	公害の防止に関する規制等(ばい煙発生施設等に関する規制)	① 規制基準(条例6条) ② 排水の排出の制限(条例17条) ③ ばい煙量等及び排水の汚染状態の測定等(条例23条)						
○				工業用水法	H28. 4. 1	井戸	① 許可(法3条) ② 許可の申請(法4条) ③ 経過措置(法6条) ④ 氏名等の変更の届出(法9条)	あり	○(毎年報告要)	H21. 8. 28 R6. 4. 8		尾張県民事務所	遵守
	○			県民の生活環境の保全等に関する条例	H31. 3. 22	公害の防止に関する規制等(地下水の採取に関する規制)	① 揚水設備の設置の許可(条例53条) ② 許可の申請(条例54条) ③ 経過措置(条例56条) ④ 変更の許可(条例57条) ⑤ 氏名等の変更の届出(条例59条) ⑥ 許可の失効(条例60条) ⑦ 水量測定器の設置等(条例63条) ⑧ 準用(条例64条)						
3	騒音	○		騒音規制法	H28. 4. 1	特定工場等に関する規制	① 特定施設の設置の届出(法6条) ② 特定施設の数等の変更の届出(法8条) ③ 氏名の変更等の届出(法10条)	あり	○ (前回提出の数の倍になった時届出要)	H15. 3. 31 H29. 12. 22	大口町	遵守	
		○	県民の生活環境の保全等に関する条例	H31. 3. 22	公害の防止に関する規制等(ばい煙発生施設等に関する規制)	① 規制基準(条例6条) ② 騒音又は振動に係る規制基準の遵守義務(条例18条) ③ 相当程度の騒音又は振動に係る基準の遵守義務等(条例25条)	R6. 5. 10						

4	振動	○	振動規制法	H28. 4. 1	特定工場等に関する規制	① 特定施設の設置の届出(法6条) ② 特定施設の数の変更の届出(法8条) ③ 氏名の変更等の届出(法10条)	あり	○ (1台でも増加したら届出要)	H15. 3. 31 H29. 12. 22 R6. 5. 10	大口町	遵守
		○	県民の生活環境の保全等に関する条例	H31. 3. 22	公害の防止に関する規制等(ばい煙発生施設等に関する規制)	① 規制基準(条例6条) ② 騒音又は振動に係る規制基準の遵守義務(条例18条) ③ 相当程度の騒音又は振動に係る基準の遵守義務等(条例25条)					
5	廃棄物	○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	R2. 4. 1	産業廃棄物	① 事業者及び地方公共団体の処理(法11条) ② 事業者の処理(法12条) ③ 廃棄物管理票(法12条の3) ④ 廃棄物処理計画書(法12条の9) ⑤ 同 計画実施状況報告(法12条の10)	あり	○(毎年報告要)	R6. 5. 28 R6. 5. 28 R6. 5. 28	尾張県民事務所	遵守
		○	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	H31. 3. 22	事業者の義務	① 処理を委託する場合における確認等(条例7条)					
6	リサイクル	○	資源の有効な利用の促進に関する法律	H28. 4. 1	基本方針等	① 事業者の責務(法4条)	なし	-	-	-	遵守
		○			特定省資源業	① 計画の作成(法12条)					
7	エネルギー(環境)	○	環境基本法	H30. 12. 1	総則	① 事業者の責務(法8条) ② 環境の日(法10条)	あり	○(選解任時届出要)	H22. 11. 5 R5. 7. 24	中部経済産業局	遵守
		○	エネルギーの使用の合理化に関する法律	H30. 12. 1	工場に係る措置等	① 特定事業者の指定(法7条) ② エネルギー管理統括者(法7条の2) ③ エネルギー管理企画推進者(法7条の3) ④ 第一種エネルギー管理指定工場等の指定(法7条の4) ⑤ エネルギー管理者(法8条) ⑥ 中長期的な計画の作成(法14条) ⑦ 定期の報告(法15条)					
		○	循環型社会形成推進基本法	H24. 6. 27	総則	① 事業者の責務(法11条)	なし	-	-	-	遵守
		○	地球温暖化対策の推進に関する法律	H30. 12. 1	温室効果ガスの排出の抑制等のための施策	① 事業者の責務(法5条) ② 温室効果ガス算定排出量の報告(法21条の2) ③ 権利利益の保護に係る請求(法21条の3) ④ 情報の提供等(法21条の8) ⑤ エネルギー使用の合理化に関する法律との関係(法21条の10) ⑥ 事業者の事業活動に関する計画等(法22条)	あり	○ ○(毎年報告要)	R6. 6. 14 R6. 6. 14	中部経済産業局 中部経済産業局	遵守
		○	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	R2. 4. 1	第一種指定製品の管理者が講ずべき処置等	① 目的(法1条) ② 指定製品及び特定製品の管理者の責務(法5条) ③ 第一種指定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(法16条) ④ 情報の提供等(法23条) ⑤ 簡易点検と定期点検の実施	あり	記録の自主管理			遵守
		○	県民の生活環境の保全等に関する条例	H31. 3. 22	事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図る為の措置(地球温暖化の防止)	① 地球温暖化の防止に関する計画等(条例72条) ② 地球温暖化対策計画書の作成等(条例73条) ③ 地球温暖化対策実施状況書の作成等(条例74条)	あり	○(毎年報告要)	R4. 5. 24 R6. 5. 2	尾張県民事務所	遵守
		○									
8	労働安全	○	労働安全衛生法	R2. 4. 1	総則	① 事業者等の責務(法3条、法4条)	あり	○ (選解任時届出要)	H20. 5. 9 H20. 8. 27 H18. 12. 4 H25. 1. 11 R6. 4. 3 R6. 6. 14	愛知労働基準監督署	遵守
					安全衛生管理体制	① 総括安全衛生管理者(法10条) ② 安全管理者(法11条) ③ 衛生管理者(法12条) ④ 安全衛生推進者等(法12条の2) ⑤ 産業医等(法13条、法13条の2) ⑥ 作業主任者(法14条) ⑦ 統括安全衛生責任者(法15条) ⑧ 安全委員会(法17条) ⑨ 衛生委員会(法18条) ⑩ 安全衛生委員会(法19条) ⑪ 安全管理者等に対する教育等(法19条の2)					
					労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	① 事業者の講ずべき措置等(法20条、法22条、法23条、法24条、法25条、法26条、法27条) ② 事業者の行うべき調査等(法28条の2)					
					労働者の就業に当たっての措置	① 安全衛生教育(法59条、法60条、法60条の2) ② 就業制限(法61条)					
					健康を保持増進のための措置	① 作業環境測定(法65条) ② 作業環境測定の結果の評価等(法65条の2) ③ 作業の管理(法65条の3) ④ 健康診断(法66条) ⑤ 健康診断の結果の記録(法66条の3) ⑥ 保健指導等(法66条の7)					
					快適な職場環境の形成のための措置	① 事業者の講ずる措置(法71条の2)					

※1、特定施設の増加に伴う大口町への変更届の提出は、現在提出済み特定施設数の倍以上になった時に提出要。

※2、特定施設の増加に伴う大口町への変更届の提出は、1台でも増加となった時に提出要。

9	消 防	○			消防法	R元. 7. 1	火災の予防 危険物	① 火災の予防(法8条、法9条の3、法9条の4) ① 危険物(法10条、法11条、法11条の2、法11条の4、法12条、法12条の6、法12条の7、法13条、法14条、法14条の2、法14条の3、法14条の3の2、法14条の4、法16条の3)			H22. 9. 6			
							消防の設備等	① 消防の設備等(法17条～法17条の2、法17条の3の2、法17条の3の3)						
							消防の用に供する機械器具等の検定	① 検定対象機械器具等の検定(法21条の2、法21条の4)						
					消防法施行令	R元. 12. 16	火災の予防	① 防火管理者を定めなければならない防火対象物等(政令1条の2) ② 同一敷地内における二以上の防火対象物(政令2条) ③ 防火管理者の資格(政令3条) ④ 防火管理者の責務(政令4条) ⑤ 共同防火管理を要する防火対象物の指定(政令4条の2) ⑥ 火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物(政令4条の2の2) ⑦ 避難上必要な施設等の管理を要する防火対象物(政令4条の2の3) ⑧ 自衛消防組織の設置を要する防火対象物(政令4条の2の4) ⑨ 自衛消防組織を置かなければならない者(政令4条の2の5) ⑩ 消防計画における自衛消防組織の業務の定め(政令4条の2の6) ⑪ 自衛消防組織の業務(政令4条の2の7) ⑫ 自衛消防組織の要員の基準(政令4条の2の8) ⑬ 防災防火対象物の指定等(政令4条の3) ⑭ 対象火気設備等の位置、構造及び管理に関する条例の基準(政令5条) ⑮ 対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準(政令5条の2) ⑯ 対象火気設備等に係る条例の規定の適用除外に関する条例の基準(政令5条の4)						
							設置及び維持の技術上の基準	① 消火器具に関する基準(政令10条) ② 屋内消火栓設備に関する基準(政令11条) ③ 粉末消火設備に関する基準(政令18条) ④ 屋外消火栓設備に関する基準(政令19条) ⑤ 自動火災報知設備に関する基準(政令21条) ⑥ 誘導灯及び誘導標識に関する基準(政令26条) ⑦ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準(政令29条の4) ⑧ 消防用設備等の規格(政令30条)	あり	○		丹羽広域事務組合 消防本部		
					消防法施行規則	R2. 4. 1	防火管理者等	① 防火管理に係る消防計画(規則3条) ② 防火管理者の選任又は解任の届出(規則4条) ③ 防火対象物の点検及び報告(規則4条の2の4) ④ 防火対象物の点検基準(規則4条の2の6) ⑤ 消防計画において自衛消防組織の業務に関し定める事項(規則4条の2の10) ⑥ 自衛消防組織の要員の員数等(規則4条の2の11) ⑦ 自衛消防組織設置の届出(規則4条の2の15)			H20. 6. 9 H19. 7. 26			
							消防用設備等又は特殊消防用設備等	① 大型消火器以外の消火器具の設置(規則6条) ② 大型消火器の設置(規則7条) ③ 屋内消火栓設備に関する基準の細目(規則12条) ④ 粉末消火設備に関する基準(規則21条) ⑤ 屋外消火栓設備に関する基準の細目(規則22条) ⑥ 自動火災報知設備の感知器等(規則23条) ⑦ 自動火災報知設備に関する基準の細目(規則24条) ⑧ ガス漏れ火災警報設備に関する基準の細目(規則24条の2の3) ⑨ 避難器具に関する基準の細目(規則27条) ⑩ 誘導灯及び誘導標識に関する基準の細目(規則28条の3) ⑪ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出及び検査(規則31条の3) ⑫ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告(規則31条の6)						
					高圧ガス保安法	R元. 9. 14	事業、保安等	① 目的(法1条) ② 製造のための施設及び製造の方法(法12条) ③ 保安統括者、保安技術管理者及び保安係員(法27条の2)						遵守

9	消防	○		危険物の規制に関する政令	R元. 12. 16	総則 製造所等の許可等 製造所等の位置、構造及び設備の基準 貯蔵及び取扱の基準 危険物保安監督者、危険物取扱者及び危険物取扱者免状 自衛消防組織	① 提出を要する物質の指定(政令1条の10) ② 危険物の指定数量(政令1条の11) ③ 指定可燃物(政令1条の12) ④ 貯蔵所の区分(政令2条) ⑤ 取扱所の区分(政令3条) ① 設置の許可の申請(政令6条) ② 変更の許可の申請(政令7条) ③ 許可等の通報を必要とする製造所等の指定(政令7条の3) ④ 完成検査の手続き(政令8条) ⑤ 完成検査前検査(政令8条の2) ① 製造所の基準(政令9条) ② 屋内貯蔵所の基準(政令10条) ③ 屋外タンク貯蔵所の基準(政令11条) ④ 屋外タンク貯蔵所の基準(政令12条) ⑤ 屋外貯蔵所の基準(政令16条) ⑥ 消火設備の基準(政令20条) ⑦ 消火設備及び警報設備の規格(政令22条) ① 貯蔵及び取扱の基準(政令24条～政令26条) ① 危険物保安監督者及び危険物取扱者の責務(政令31条) ② 危険物保安監督者を定めなければならない製造所等(政令31条の2) ① 自衛消防組織を置かなければならない事業所(政令38条) ② 自衛消防組織の編成(政令38条の2)					
				危険物の規制に関する規則	R2. 5. 1	総則 製造所等の許可及び完成検査の申請等 製造所等の位置、構造及び設備の基準 危険物保安監督者及び危険物取扱者 予防規定 保安に関する検査等	① 危険物の品名(規則1条の2) ② 品名から除外されるもの(規則1条の3) ③ 複数性状物品の属する品名(規則1条の4) ④ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出書(規則1条の5) ① 設置の許可の申請書の様式及び添付書類(規則4条) ② 変更の許可の申請書の様式及び添付書類(規則5条) ③ 品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書(規則7条の3) ④ 製造所等の用途廃止の届出書(規則8条) ① 高圧ガスの使節に係る距離(規則12条) ② 防火設備及び特定防火設備(規則13条の2) ③ 二十号防油堤(規則13条の3) ④ 磁粉探傷試験及び浸透探傷試験(規則20条の8) ⑤ 防油堤(規則22条) ① 危険物保安監督者の業務(規則48条) ② 実務経験(規則48条の2) ③ 危険物保安監督者の選任又は解任の届出書(規則48条の3) ④ 取扱い等を行うことができる危険物の種類(規則49条) ① 予防規定に定めなければならない事項(規則60条の2) ② 予防規定の許可の申請(規則62条) ① 保安に関する検査の申請書等の様式(規則62条の3) ② 定期検査を行わなければならない時期等(規則62条の4～規則62条の5)	あり	○		丹羽広域事務組合	遵守
10	化学物質	○		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRR法)	H14. 12. 13	第一種指定化学物質の排出量の把握	① 排出量等の把握及び届出(法5条)			R6. 5. 28	尾張県民事務所	遵守
		○		毒物及び劇物取締法	R2. 4. 1	毒物及び劇物の取扱・表示	① 毒物及び劇物の取扱(法11条) ② 毒物及び劇物の表示(法12条)	あり	○(毎年報告要)			
		○		県民の生活環境の保全等に関する条例	H31. 3. 22	公害の防止に関する規制等(化学物質の適正な管理)	① 特定化学物質の取扱量の把握等(条例68条) ② 特定化学物質等管理書の作成等(条例69条) ③ 特定事業者における事故時の措置(条例70条)			R6. 4. 10	尾張県民事務所	
11	公害防止全般	○		県民の生活環境の保全等に関する条例	H31. 3. 22	事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図る為の措置(自動車の使用に伴う環境への負荷の低減)	① 自動車の走行量の抑制等(条例76条) ② 自動車の駐車時時の原動機の停止義務(条例77条) ③ 駐車場設置者等の周知義務(条例78条) ④ 低公害車の購入等(条例79条) ⑤ 低公害車の導入義務等(条例80条)	あり	○		尾張県民事務所	遵守
						事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図る為の措置(循環型社会の形成)	① 事業活動における廃棄物等の発生抑制等(条例89条)	あり	○		尾張県民事務所	遵守

9. 代表者による全体の評価と見直し・指示

2023年度は、ロシアのウクライナ侵攻による資源価格の高騰やインフレによる世界経済の不透明感等、様々な要因により、2022年度に比して、さらに受注が低迷した。2024年度も受注量の低迷脱却が見通せない状況であるが、本業の効率向上（総合効率の向上）はもとより、個別の省エネ対策を速やかに実行し、原単位目標を達成すべき、活動を推進します。なお、環境経営方針、環境経営目標、環境経営計画及び実施体制については継続推進します。

当社は、2024年度も以下の方針を継続し、省エネ活動が会社の文化として構築できるよう、愚直に実行致します。

- ・安全と健康はあらゆる活動の大前提
- ・すべてのお客様に安心と満足をお届け
- ・品質、コスト、納期および新技術の追求
- ・CN推進、地域社会に親和した生産活動